

第三号様式

大量保有報告書

変更報告書 No. 14

(法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号
X	K	E	33

関東財務局長 殿

氏名又は名称 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野 雄 作

報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号

平成14年10月15日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	株式会社マキタ	会社コード	6586	頁 / 総 頁	1 / 9
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 4 福岡 5 札幌	※ ① 上場 2 店頭		提 出 者 及 び 共同保有者の総数	3 名
本 店 所 在 地	愛知県安城市住吉町3丁目11番8号		提 出 形 態	※ ① 連名 2 その他	

2 提 出 者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏 名 又 は 名 称		テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド			
フリガナ (カタカナ)					
住 所 又 は 本 店 所 在 地		バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759			
フリガナ (カタカナ)					
旧 氏 名 又 は 名 称					
フリガナ (カタカナ)					
旧 住 所 又 は 本 店 所 在 地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業	勤務先住所			
	設立年月日	1992年 7月 17日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン	執行副社長、秘書役
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号		東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子	
		電話番号	(03) 3403-5281		

発行会社の会社コード	6586
------------	------

頁 / 総頁	2 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
-------------------	-----------------------------

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的とする。
---

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	5,145,700株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックラント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 5,145,700株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S 153,006,992株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 5,145,700株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	3.36 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載された株券等保有割合	3.60 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし
------

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
 氏名又は名称 弁護士 小 野 雄 作

報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号

平成14年10月15日 提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	株式会社マキタ	会社コード	6586	頁 / 総 頁	3 / 9
上 場	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋			提出者及び 共同保有者の総数	3 名
証券取引所	4 福岡 5 札幌				
本店所在地	愛知県安城市住吉町3丁目11番8号			提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏名又は名称	テンプレートン・インベストメント・カウンセラー・エルエルシー				
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スイート 2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500				
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1979年10月24日	(フリガナ)		代表者役職
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	ギャリー・ピー・モティール	社 長
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号 東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子			
			電話番号	(03) 3403-5281	

発行会社の会社コード 6586

頁 / 総頁 4 / 9

提出者（大量保有者）の氏名又は名称 テンプルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的とする。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	0株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バートワント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 0株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S 153,006,992株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 0株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	0%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載された株券等保有割合	0.95%

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

**大量保有報告書**

**変更報告書 No. 14**

(法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

東京青山・青木法律事務所  
 氏名又は名称 弁護士 小 野 雄 作

報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号

平成14年10月15日 提出

**第1 提出者に関する事項**

1 発行会社

発行会社名	株式会社マキタ	会社コード	6586	頁 / 総頁	5 / 9
上場証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 4 福岡 5 札幌	※ ① 上場 2 店頭		提出者及び共同保有者の総数	3 名
本店所在地	愛知県安城市住吉町3丁目11番8号		提出形態(ホ)	※ ① 連名 2 その他	

2 提出者(大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ(カタカナ)					
氏名又は名称		フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド			
フリガナ(カタカナ)					
住所又は本店所在地		英国 EH3 8WG、スコットランド、エディンバラ、キャニング・ストリート19			
フリガナ(カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ(カタカナ)					
旧住所又は本店所在地		英国 EH1 2EH、スコットランド、エディンバラ、キャッスル・テラス 20、サルティア・コート			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	1985年4月3日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	マーティン・エル・フラナガン	取締役
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号 東京青山法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子			
		電話番号	(03) 3403-5281		

発行会社の会社コード	6586
------------	------

頁 / 総頁	6 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメント・マネジメント・リミテッド
-----------------------	---------------------------------------

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的とする。
---

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	703,276株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックラント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 703,276株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S 153,006,992株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 703,276株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	0.46 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	0.46 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし
------

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長 殿

氏名又は名称 東京青山・青木法律事務所  
弁護士 小 野 雄 作

報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号

平成14年10月15日 提出

第 1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名 称	株式会社マキタ	会社コード	6586	頁 / 総 頁	7 / 9
上 場 証 券 取 引 所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 4 福岡 5 札幌	※ ① 上場 2 店頭		提出者及び 共同保有者の総数	3 名
本店所在地	愛知県安城市住吉町3丁目11番8号			提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提 出 者 (大量保有者)

※ 1 個人 ② 法人 ( 1 株式会社 2 有限会社 3 その他 ( ) )					
フリガナ (カタカナ)					
氏 名 又 は 名 称		フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド			
フリガナ (カタカナ)					
住所又は本店所在地		オーストラリア連邦 3000 ヴィクトリア州、メルボルン、コリンズ・ストリート80、 ナウル・ハウス46階			
フリガナ (カタカナ)					
旧 氏 名 又 は 名 称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地		オーストラリア連邦 3004 ヴィクトリア州、メルボルン、セント・キルダ・ロード 309、 7階			
個 人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法 人	職 業			勤務先住所	
	設立年月日	2001年2月28日	(フリガナ)	代表者役職	
人	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		代表者氏名	ジェフリー・エヌ・ウェブ	執行取締役
	事業内容	投資顧問業			
事務上の連絡先 及び担当者名		東京都港区北青山1丁目2番3号	東京青山・青木法律事務所 弁護士 武 澤 朋 子		
		電話番号	(03) 3403-5281		

発行会社の会社コード	6586
------------	------

頁 / 総頁	8 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド
-----------------------	--

3 保有目的

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的とする。
---

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	178,000株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックワント	D 株		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 178,000株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S 153,006,992株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 178,000株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	0.12 %
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	0.01 %

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし
------



発行会社の会社コード	6586
------------	------

頁 / 総頁	9 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
-------------------	----------------------------

提出者及び共同保有者の総数	3名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

**第3 提出者及び共同保有者に関する総括表**

1 提出者及び共同保有者

1	テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	21		41	
2	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	22		42	
3	フランクリン・テンブルトン・インベストメント・オーストラリア・リミテッド	23		43	
4		24		44	
5		25		45	
6		26		46	
7		27		47	
8		28		48	
9		29		49	
10		30		50	
11		31		51	
12		32		52	
13		33		53	
14		34		54	
15		35		55	
16		36		56	
17		37		57	
18		38		58	
19		39		59	
20		40		60	

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳（ヨ）

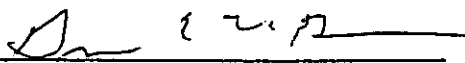
	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	6,026,976株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バックラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 6,026,976株
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 株	発行済株式総数 (平成14年9月30現在)	S 153,006,992株
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 6,026,976株	上記提出者の株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)	3.94%
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株	直前の報告書に記載された株券等保有割合	5.02%

POWER OF ATTORNEY

Templeton Global Advisors Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 24<sup>th</sup> day of July, 2001.

Templeton Global Advisors Limited

By: 

Gregory E. McGowan

Executive Vice President and Secretary

<訳文>

## 委 任 状

テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年7月24日日本委任状に適式に署名する。

テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

(署 名)

\_\_\_\_\_  
グレゴリー・イー・マクゴワン

執行副社長、秘書役

上記正訳しました

弁護士 小野 雄 作



POWER OF ATTORNEY

Templeton Investment Counsel, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 25<sup>th</sup> day of July, 2001.

Templeton Investment Counsel, LLC

By: 

Gary P. Motyl

President

<訳文>

## 委 任 状

テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (以下「当社」という。) は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年7月25日日本委任状に適式に署名する。

テンブルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

(署 名)

ギャリー・ピー・モティール  
社長

上記正訳しました

弁護士 小野 雄 作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investment Management Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

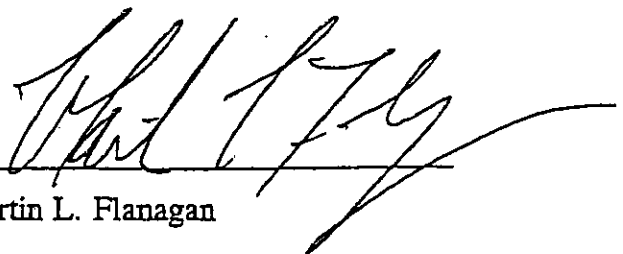
IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 1<sup>st</sup> day of August, 2001.

Franklin Templeton Investment Management  
Limited

By: \_\_\_\_\_

Martin L. Flanagan

Director



<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・templton・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年8月1日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメント・  
マネジメント・リミテッド

(署 名)

マーティン・エル・フラナガン  
取締役

上記正訳しました

弁護士 小野 雄 作

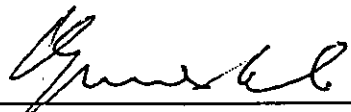


POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments Australia Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Naoaki Eguchi and Ms. Tomoko Takezawa, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at Aoyama Building 410, 2-3, Kita Aoyama 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 3<sup>rd</sup> day of August, 2001.

Franklin Templeton Investments Australia Limited

By: 

Geoffrey N. Webb

Executive Director



<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区北青山1丁目2番3号 青山ビル4階 東京青山・青木法律事務所 弁護士 江口直明および弁護士 武澤朋子を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2001年8月3日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・  
オーストラリア・リミテッド

(署名)

ジェフリー・エヌ・ウェブ

執行取締役

上記正訳しました

弁護士 小野 雄 作

